

## 精神通院公費受給者（患者票所持者）の方へのお知らせ

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、精神障害者通院医療公費負担制度から障害者自立支援医療制度へと変わります。

平成18年4月以降の自立支援医療制度の受給を希望される方は、平成18年3月中に改めて申請手続を行っていただく必要があります（現在お持ちになっている患者票は平成18年4月以降使えなくなります）。申請手続に関する説明書類などは、平成18年1月6日付けで岐阜県から各精神通院公費受給者の方に個別に郵送されていますので、同封されている書類に必要な事項を記入していただき、必要書類を添付の上、揖斐川町役場福祉課または各振興事務所住民福祉課、（または県内の精神科の病院および診療所）の窓口で申請手続を行っていただくようお願いいたします。

### 《精神通院医療公費負担制度》

平成18年3月まで 平成18年4月から	精神通院医療制度（自己負担5%） 自立支援医療制度（所得に応じた負担割合） ※所得に応じて負担上限額を設定、原則自己負担10%
------------------------	---

### 《申請手続に必要な書類 [例]》

<p>① <b>申請書</b> 揖斐川町役場福祉課または各振興事務所住民福祉課（または県内の精神科の病院・診療所）にあります。</p> <p>② <b>所得区分に関するチェックシート</b> （岐阜県から郵送されている郵便物に同封されています。）</p> <p>③ <b>健康保険証の写（コピー）</b>（社会保険と国民健康保険では必要な範囲が異なります。）</p> <p>④ <b>同意書</b>（岐阜県から郵送されている郵便物に同封されています。） 課税状況を確認できる書類（課税証明書など）を提出していただく場合がありますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>⑤（町民税課税世帯で疾病・症状などが該当される方のみ）<b>「重度かつ継続」の意見書</b>（病院・診療所で発行します。）</p> <p>⑥ 年金受給者の方のみ（障害年金、遺族年金等公的年金）<b>年金証書または振込み通知書の写（コピー）</b></p> <p>⑦（お持ちの患者票の有効期限が平成18年3月末までの方のみ）<b>医師の診断書</b>（主治医とご相談ください。）</p>

※個人ごとに必要とする書類の内容が異なります。①～④まではすべての方に提出していただきますが、⑤以降については条件に該当される方のみ必要となります。詳しくは県より郵送されている文章をご確認していただいた上、揖斐川町役場福祉課および各振興事務所住民福祉課（または現在受診されている病院・診療所）に相談してください。

### 《お問い合わせ先》

揖斐川町役場 福祉課 (22-2111)	谷汲振興事務所住民福祉課 (55-2111)
春日振興事務所住民福祉課 (57-2111)	久瀬振興事務所住民福祉課 (54-2111)
藤橋振興事務所住民福祉課 (52-2111)	坂内振興事務所住民福祉課 (53-2111)